

下 総 第 1 8 0 8 号
令和2年(2020年)11月13日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知
について

令和元年(2019年)11月27日付け監査報告第19号により提出のありました出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

出資団体監査及び随時監査の結果に基づき講じた改善措置

福祉部福祉政策課
福祉部生活支援課
福祉部長寿支援課
福祉部障害者支援課

社会福祉法人下関市社会福祉事業団について

出資団体（社会福祉法人下関市社会福祉事業団）に関する事項

[指摘事項]

- (1) 平成29年度に発生した施設の利用料金の未収金を平成30年度に抹消しており、未収金の発生から抹消までの期間が短いことに疑義があった。公平性を確保する観点から債権の放棄は厳格に行うことが必要であるが、下関市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）には債権管理に関する規程等はなく、抹消の処理は明確なルールに基づいてなされたものではなかった。未収金の取扱いに関する規程等を定め、適正に債権を管理されたい。

(改善措置状況)

平成30年度に、実際よりも多く計上していた金額を取り消す際、残しておくべきものも併せて取り消していた。誤って取り消したものは、計上をし直し、回収を図っている。また、未収金取扱事務要領（令和2年3月1日施行）を策定し、未収金が発生した場合は、原則5年間管理を行い、取り消しする際は理事長の承認を必要とすることとした。

- (2) パソコンのリース契約（令和元年6月1日から60か月間）において、梅花園、陽光苑、こども発達センター分を分割発注し、随意契約により契約を行っている。前回（平成26年度）の契約では、当該施設分をまとめて指名競争入札により契約していた。合理的な理由がなく契約を分割する

ことは、事務処理上非効率であり、また、仮にまとめて競争入札で契約していれば、実際の契約金額よりも少ない額で契約できたものと思料する。適正に契約事務を行われたい。

(改善措置状況)

令和元年度のパソコンのリース契約は、各施設が必要とするスペックや利用ソフトウェアが異なっていたため、仕様を分け、分割して発注したものである。

指摘されたことには留意し、引き続き、合理的な理由がなく契約を分割することのないよう適切な契約事務に努めている。

(3) 理事長が出勤するための交通費を費用弁償として支払っているが、出勤状況を記録しておらず、支払いの根拠が不明確である。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

当月分を原則その月の20日に概算で支払い、月毎の理事長の勤務状況を事務長が確認の記録を行い、それに基づき翌月に精算を行うように改めた。

(4) 理事長が出勤するための交通費の勘定科目を「人件費」に区分しているが、理事長には通勤手当の支給はなく、役員等の報酬等及び費用弁償規程第6条第1項の規定により交通費は費用弁償として支出するため、「事務費」に区分しなければならない。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

交通費の費用弁償については、事務費の「旅費交通費」に区分するのが適切であったため、区分を改めた。

(5) 法人本部及びすべての施設において、文書事務取扱規程第4条第2項に規定する書留等交付簿が備えられていない。事故を防止するため、同簿を備え、適切に到着や交付の記録を控えられたい。

(改善措置状況)

文書事務取扱規程に則った適正な処理を行うように、文書で各施設に通知したことで、徹底を図った。

- (6) 私有車両や交通機関により管内旅行をする場合（旅費が生じる場合）は旅行命令が発せられているが、事業団の保有する車両で管内旅行をする場合には旅行命令が発せられていない。旅費の有無にかかわらず、行先が確認できるよう旅行命令を発せられたい。

（改善措置状況）

管内出張において、事業団保有車の使用によるものは、旅行命令権者が口頭により管内出張命令を発していた。管内出張命令簿にて命令を行うように、各施設に文書で通知したことで、徹底を図った。

- (7) こども発達センターで使用している切手の保有枚数が、受払簿の残数よりも少ない。適正に管理されたい。

（改善措置状況）

受払簿に郵便物の発送の記帳漏れがあったことによるものであり、指摘を受けて、直ちに適正な内容のものに修正した。以後そのようなことのないように、周知徹底させている。

- (8) こども発達センター等の管理運営に関する基本協定書第23条第6項の定めにより、台帳に記帳して市が貸与した物品（管理物品）を管理しなければならないが、こども発達センターには台帳が備えられていない。台帳を備え、適正に財産を管理されたい。

（改善措置状況）

市から提供を受けた備品データにより、令和元年10月に台帳を整備し、適切な管理を行っている。

- (9) こども発達センター等の管理運営に関する基本協定書第16条第1項の定めにより、人員の配置及び管理監督を行う責任者を市に通知し、市の承諾を得なければならないが、通知しておらず、承諾を得ていない。適正に

事務処理されたい。

(改善措置状況)

指摘を受けて、直ちに市に人員の配置及び管理監督を行う責任者に係る通知を行い、承諾を得た。

- (10) こども発達センターでは、すべての業務において再委託の承諾を受けていない。また、陽光苑では、一部の業務（簡易専用水道の水槽等の清掃や排出水の水質測定、浴場の水質測定）において承諾を受けていない。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指摘を受けて、直ちに市に再委託の承諾の申請を行い、承諾を得た。

出資団体が管理する各指定管理施設の所管課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 梅花園及びこども発達センターにおいて、市の備品台帳でこれらの施設が保管場所となっている物品と、基本協定書別紙2に示す、市が無償貸与した物品（備品I）の記載内容が一致していない。適正に財産を管理されたい。

(改善措置状況)

市の備品台帳で施設が保管場所となっている物品と、市が無償貸与した物品の記載内容が一致しているかを確認した。

基本協定書を作成する際、備品内容を確認した上で適正に管理を行っていく。

- (2) こども発達センターの指定管理業務において、人員の配置や管理監督を行う責任者の承諾を行っていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

早急に人員配置や管理監督を行う責任者に関する通知を提出するように指示し、提出された通知に基づいて、随時承諾を行った。基本協定にも謳

われており、適正に処理を行うよう徹底する。

- (3) こども発達センターの指定管理業務において、業務の再委託の承諾をしていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

業務の再委託について、指定管理者から承諾申請の提出があり、再委託の承諾を行った。基本協定に則り、適正に処理を行うよう徹底する。

- (4) 陽光苑の指定管理業務のうち、一部の業務（簡易専用水道の水槽等の清掃や排出水の水質測定、浴場の水質測定）について再委託の承諾をしていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

一部業務の再委託について、指定管理者から承諾申請の提出があり、再委託の承諾を行った。基本協定に則り、適正に処理を行うよう徹底する。

[意見]

- (1) 事業団が指定管理者として管理しているいくつかの施設は、建築後かなりの年数が経過しており、今後は不具合が頻発することが予想される。実地監査の際に、市の予算措置がされなかったため、施設の大規模な修繕を事業団の資金で行った事例を聴取した。不具合の場所によっては施設の利用者の日常生活に支障が生じる場合や事故につながる場合もあることから、指定管理施設の所管課は、施設の状況を把握し、的確に予算を確保するよう留意されたい。

(改善措置状況)

要修繕箇所の市担当者による現地確認、故障等に伴う施設利用者の生活への影響や修繕に係る具体的な要望内容について施設現地でヒアリングを実施の上、市としての予算確保の必要性について予算担当課に対して十分説明を行い、施設所管課としての的確に予算の確保に努めることとする。